

# 北厨川小学校いじめ対策基本方針

平成29年4月1日

## 1 はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の重大な課題となっている。いじめの根絶が強く訴えられ、各学校で細やかな配慮のもとに取組が行われていても、いじめのために学校に来られなくなったり、貴い命が絶たれてしまったりする事件が後を絶たない現状にある。近年の急速な情報技術の進歩により、インターネットを利用した新たないじめも生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が交付された。本校ではこれを受けて「北厨川小学校いじめ対策基本方針」を定め、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むものである。

### 【いじめの定義】

いじめとは、児童・生徒に対して、その学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ問題に対する基本姿勢

- (1) いじめはどの子どもにも起こり得るものであることを強く認識し、全ての子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校・保護者・地域が連携して子どもの健全育成にあたる。
- (2) 「いじめは決して許されない行為である」という指導を徹底し、いじめをしないことはもちろんのこと、いじめが行われていることを認識しながらこれを放置することのないよう、子どもたちの「やさしさ」「たくましさ」を育てていく。
- (3) いじめが発生した場合には、いじめを受けた子どもの生命及び心身の保護が特に重要であることを全教職員が共通理解し、いじめを受けた子どもに徹底的に寄り添い適切かつ迅速に対処する。

## 3 いじめ対策の組織

### (1) いじめ対策委員会の設置

#### ア 名称

「きたくり」いじめ対策委員会

#### イ 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、担任、少人数指導

(拡大委員として一PTA三役) ※ 必要に応じて構成員以外の関係者を招集する。

#### ウ 活動

- ・ 北厨川小学校いじめ対策基本方針の見直し
- ・ Q-U検査年2回(6月・11月)調査・分析
- ・ 学校生活アンケート(児童・保護者)の作成・調査(11月)・分析
- ・ 個人面談(ハートフルウィーク① 6月②11月 ③3月)
- ・ 学びフェスト自己評価(児童)・保護者アンケート
- ・ 要配慮の子供への支援策の検討
- ・ いじめ問題等への対応
- ・ 週1回の企画委員会による情報の共有・毎月1回職員会議後に定例会  
※ 他、4月は計画作成、3月は1年間の取組の反省

(2) いじめ未然防止の取組（児童の指導・育成面）

- A 安心感の保持促進（安心して通える学校という意識を育てる）
- B 参加意欲の育成（積極的に色々なことに関わっていかうとする態度を育てる）
- C 自己肯定力の育成（自分はこの場においていいんだ、いるべきだと思う心を育てる）
- D 自己有用感の高揚（自分は他のものに対して役立っているという意識・感情を高める）
- E 自尊感情の醸成 F 思いやりの気持ちの育成 G 相互認め合いの精神の育成

ア 授業改善

- ・ 子どもに分かる授業をし、ストレスの抑止 → A,
- ・ どの子どもも活躍できる授業づくり → 全て
- ・ 発言をする子どもの方を向いてきちんと聞く姿勢の育成 → 全て
- ・ チャイム席、正しい姿勢など、学習規律の徹底 → A, B, G
- ・ 教師の適切な発言、配慮ある指導 → 全て

イ 学級経営

- ・ ひとりぼっちをつくらず、誘い合っの遊びや活動の推進 → 全て
- ・ いじめを見逃さず、「いじめはだめ」と言葉に出せる勇気の育成 → A, D, F
- ・ 学級活動、係活動でお互いを認め合い、自己有用感の醸成 → 全て

ウ 道徳教育の充実

- ・ 毎月1日を道徳の日に設定（学級指導で道徳的価値について説諭） → 全て

エ 委員会・クラブ活動、全校活動の活性化

→ 全て

オ 情報教育の推進

- ・ 中・高学年を対象に情報モラル等についての指導 → A

カ 家庭・地域との連携

→ 全て

(3) いじめ早期発見への取組（教職員の立場から）

ア 学校生活アンケートの実施

- ・ 6月、11月に学校独自のQ-U検査の実施
- ・ 11月に市教委からのいじめアンケート実施

イ 教育相談

- ・ いじめアンケート実施後、気になる児童について担任より教育相談を実施。
- ・ スクールカウンセラーによる教育相談実施（相談対象は、児童の希望と担任の選出）
- ・ 担任による随時の教育相談

ウ 観察等による情報収集

- ・ 余暇指導をとおして子どもの人間関係の把握
- ・ 特に始業前の子どもの様子の観察（健康観察等による把握）
- ・ 欠席した際の家庭への連絡
- ・ 養護教諭との密な連携

※ 保護者からの情報を得やすくするためにも、日頃からのレポートづくりに心がける。

エ 情報の共有

- ・ 週1回の企画委員会による情報交換
- ・ （職員会議終了後）「きたくり」いじめ対策委員会での情報交換
- ・ 生徒指導主事や管理職への報告の徹底（些細と思うことでも、気にかかったことは即報告）
- ・ 生徒指導通信による情報の共有化・指導の統一化

オ 教職員の研修

- ・ 年度始めの会議や年間を通して、生徒指導会議や職員会議等において、いじめ対策基本方針に基づき、「いじめ」に関する全教職員による研修会の実施
- ・ 本校等の具体的事例に基づいた研修（生きた教材から学ぶこと）の実施

カ 保護者との連携

- ・ 相談しやすい体制づくり
  - ・ いじめ側、いじめられ側の児童の保護者に丁寧かつ誠心誠意事実を話す・ 謝罪に関わる
- ※ 特に、いじめを受けた児童の保護者に対しては、① その思いをしっかりと受け止めて対応に当たる。②こじれることのないよう、保護者の理解を受けながら指導にあたる。

キ 関係機関との連携

- ・ 早期解決に向けた、教育委員会等との情報連携や行動連携
- ・ インターネット等に関わる事案については、保護者及び警察等との関係機関との連携の重視

4 年間計画

月	取組内容	実態調査等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修（方針）・保護者説明（総会・通信等）</li> <li>・児童の実態把握（生徒指導事例研や職員会議等で実施）</li> <li>・「北厨川小学校の生活のきまり」による指導（年間）</li> <li>・保護者懇談会</li> <li>・保護者・家庭との電話連絡・家庭訪問等の連携（年間）</li> </ul>	児童との個別面談 家庭調査票を配布、回収
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問による保護者との連携</li> <li>・連休の過ごし方</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長と教職員との面談</li> <li>・保護者懇談会</li> <li>・担任とクラスの児童との面談ハートフルウィーク①</li> </ul>	いじめアンケート調査 (ハイパーQU実施)
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休みの暮らしについて</li> <li>・保護者面談</li> </ul>	学校評価アンケート
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者懇談会</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入学児童保護者説明会</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長と教職員との面談</li> <li>・保護者懇談会</li> <li>・担任とクラスの児童との面談ハートフルウィーク②</li> </ul>	いじめ調査（市教委） Q-U検査調査
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者面談</li> <li>・冬休みの暮らしについて</li> </ul>	学校評価アンケート
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者懇談会</li> <li>・新入学児童保護者説明会</li> <li>・修卒認定会、生徒指導事例研による児童の実態把握</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一年間の評価、次年度への引き継ぎハートフルウィーク③</li> <li>・春休みの暮らしについて</li> </ul>	

## 5 いじめ対策マニュアル

いじめの兆候を把握したら、事実確認を行う

いじめを受けた児童の安全を優先

双方の児童の保護者に説明する

家庭の協力を受けて、児童の指導に当たる

謝罪の指導を行う

いじめは絶対に許されないという認識

いじめを受けた児童への心のケア

再発防止・長期的見守りの取組

教育委員会へ指導の事実を報告

- ・校長の指示のもと指導が開始される
- ・いじめを受けた児童の安心・安全を最優先する
- ・学級のまわりの児童（傍観者）の指導についても併行して行う。
- ・担任一人に任せずに、組織として取り組む
- ・保護者との連携は、丁寧に行い、事実をしっかりと伝える。特に、謝罪の場面には、しっかりと立ち会う
- ・重大事案の場合、教育委員会に速やかに報告し、指導を受ける